

## 業務の状況に関する説明書類

2023年4月1日から 2024年3月31日まで

2024年9月18日作成

事務所名 柴田公認会計士事務所

氏名 柴田 洋

所在地 大阪府中央区北浜1丁目1番14号

北浜一丁目平和ビル8階

### 一．業務の概況

#### 1．業務の概要

- (1)財務書類の監査又証明業務
- (2)財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談業務
- (3)公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

#### 2．業務の内容

##### 監査証明業務の内容

東京証券取引所（スタンダード市場）上場会社 3社

名古屋証券取引所（ネクスト市場） 上場会社 1社

#### 3．業務の運営の状況

##### 業務の執行の適正の確保に関する状況

当監査事務所では、業務の執行の適正性を確保するため、監査の品質管理規程を定め、監査従事者に周知徹底させております。その主な内容は、次の業務の品質の管理の状況の通りであります。

金融商品取引法、会社法、公認会計士法、日本公認会計士協会の倫理規則等の監査に関する法令及び規定を遵守しております。日本公認会計士協会が行う継続的専門研修制度の研修において、法令遵守すべき内容を確認しております。

監査業務が適正に実施されているかについて、日本公認会計士協会より監査の品質管理のレビューを受けております。

#### (2) 業務の品質の管理の状況

##### 品質管理に関する責任

当監査事務所では、監査の品質管理マニュアルを作成し、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めています。また、品質管理に関する責任者は、当監査事務所の代表者であることを明確に定めています。

## 職業倫理及び独立性

### (職業倫理)

当監査事務所では、監査業務に係る職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。また、監査責任者は、補助者が職業倫理を遵守していることを確かめています。

### (独立性)

- ・当監査事務所では、監査業務の独立性保持に関する方針及び手続を定めています。又、被監査会社との独立性に関する確認書を毎年入手して、被監査会社への独立性が保持されているかをチェックしています。
- ・公認会計士法第24条の2に規定する大会社等についての監査責任者のローテーションは7会計期間としています。
- ・当監査事務所では、インサイダー取引防止管理規定を定め、事務所のすべての構成員に周知徹底させています。又、事務所の構成員からインサイダー取引を防止するための誓約書を毎年入手して確認しております。

### 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の締結及び更新に関する当監査事務所の方針及び手続は、以下の通りであります。

- ・当監査事務所の規模、監査業務に対応できる能力及び経験のある監査実施者の確保の状況等を検討しています。
- ・監査契約の締結及び更新に重要な影響を及ぼす次の事項等を検討しています。
  - 監査上の問題となる重要な事項の有無
  - 監査契約の条件
  - 関与先の誠実性
- ・監査契約の締結を辞退すべき原因が生じた場合には、契約を解除します。

### 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

- ・当監査事務所は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しています。
- ・当監査事務所は、監査実施者の選任と構成に関する方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しています。
- ・当監査事務所が監査業務に補助者を使用する場合には、当該補助者が監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめています。

## 業務の実施

### ・ 監査業務の実施

当監査事務所では統一的な監査業務マニュアル、品質管理マニュアルを作成してそれらに準拠して監査業務を実施しております。監査実施の責任者は、これらのマニュアルに従い、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、監査調書が適切に作成され、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめています。

### ・ 専門的な見解の問合せ

監査チームのメンバーが直面する会計・監査上の諸問題の解決のために、他の公認会計士に対しての見解の問合せ、又、日本公認会計士協会の審査・倫理・相談課を活用しており、これらから得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されていることを確かめています。

### ・ 監査上の判断の相違

当監査事務所は、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめています。

監査実施の責任者は、当監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しています。

### ・ 監査業務に係る審査

当監査事務所では、監査意見表明に際しての審査に関する方針及び手続を定めています。

審査担当者は、経験豊富な外部の公認会計士を選任して、監査業務に対する審査を委託しています。

監査報告書は、審査が完了するまで発行しない方針であります。

## 品質管理のシステムの監視

・ 当監査事務所は、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめています、

・ 品質管理のシステム上の不備等が発見された場合には、必要な是正措置が講じられたかを確認しています。また発見された不備等が監査意見の適切な形成に影響を与えていないことを確かめています。

## 監査事務所間の引継

・ 当監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめています。なお、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握していた場合には、後任の監査事務所に、それらを伝達することにしています。

・ 当監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめています。

共同監査

当監査事務所は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定め、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要なに応じて監査業務の実施の過程において確かめています。

組織再編を行った場合の対応

現在、該当事項はありません。

- (3) 直近において法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2024 年 1 月

4. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1)提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当なし

- (2)提携年月日

該当なし

- (3)提携の内容

該当なし

二. 事務所の概要

名称	所在地	当事務所に勤務する 公認会計士の数		
		常勤	非常勤	合計
柴田公認会計士事務所	大阪市中央区北浜 1 丁目 1 番 1 4 号 北浜一丁目平和ビル	2	3	5

- 三. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

株式会社創建エース

燦キャピタルマネージメント株式会社

株式会社ベクターホールディングス

株式会社オウケイウェイヴ